

秋田駅東西連絡自由通路物販等スペース貸付募集要項

秋田市（秋田市民交流プラザ管理室）では、秋田駅東西連絡自由通路の有効活用を行い、秋田駅前の活性化と回遊性の向上を図るため、秋田駅東西連絡自由通路で物販や観光PR活動（以下「物販等」という。）を目的とした運営を行うスペースの貸付を行う。

1 貸付場所の内容

物件	所在地	貸付面積	予定価格
A	秋田駅東西連絡自由通路内	49.5 m ²	入札のお知らせ 1
B	秋田市檜山字長沼 2 7 番地 3 ほか	19.8 m ²	(2)に記載のとおり

※各物件の位置は別紙図面に掲載している。

2 貸付条件

貸付場所では、契約事業者が次の条件に従い運営を行わなければならない。

- (1) 原則として週末は物販等を行うものとし、物販等の予定がない場合は広告掲示、展示物の設置等を行っても良い。
- (2) 平日については、物販等に限らず幅広く運営をしても良い。
- (3) 物販等に伴い官公庁への届出が必要な場合は、契約事業者が行うこと。
- (4) 飲食物の販売は保健所の許可があれば可能とする。
なお、飲食スペースは設けないものとする。
- (5) 契約事業者は、運営にあたり運営事業者へ再委託を行っても良い。
- (6) 運営内容については、1週間前までに予定表を本市へ提出し、予定表に変更があるときは速やかに提出すること。
- (7) 運営により売上げが発生したものについては、本市で定める様式により毎月報告を行うこと。

3 運営上の制限

次の事項を遵守すること。

- (1) 広告掲示については、秋田市広告掲載基準を遵守したものとすること。
- (2) 秋田市広告掲載基準第5条に掲げる営業はしてはならない。また、同条に掲げる施設または事業者へ転貸してはならない。
- (3) 広告物や展示物を設置する場合は、既に設置されている広告、デジタルサイネージおよび案内看板の視認を妨げないようにすること。

- (4) 設置物については、転倒や破損がないよう確実に固定を行うこと。また、万が一転倒や破損が発生した場合に速やかに対応できる体制を確保し、発生時から 1 時間以内に対応すること。
- (5) 運営に使用する水・電力・インターネット回線等は、運営事業者が自ら用意すること。電力を使用する場合は、蓄電池式によるものとし、発電機は使用できない。

なお、貸付場所付近にあるコンセントを使用することも可能とし、使用電力使用量に応じて本市が指定する期日までに電力使用料を納入すること。
- (6) 火気は使用不可とする。
- (7) 運営による事故や苦情等は、契約事業者の責任で対処し、速やかにその内容を本市に報告すること。
- (8) 排水が発生するときは、秋田駅東西連絡自由通路内および周辺施設に流してはならず、排水は運営事業者が持ち帰り、適正に処分すること。
- (9) 災害発生時等に貸付場所を災害対応場所として使用する場合、直ちに使用を中止して物品を移動するなど、本市の指示に従うこと。
- (10) 貸付場所で契約期間中に盗難、破損等が発生した場合は、契約事業者の責任とし、本市は責任を負わないものとする。

4 維持管理責任

- (1) 貸付場所の維持管理は契約事業者が行うこと。
- (2) 契約事業者は、貸付期間が満了したときまたは契約が解除されたときは、貸付場所に破損・汚損等がないかを必ず確認すること。また、破損等を確認した場合は、直ちに本市に報告し、両者立会の上原状回復の計画について協議・実施すること。

5 契約について

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。

(2) 貸付期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで（91 日間）

(3) 貸付料等

- ア 本市が設定する予定価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料とする。
- イ 契約事業者は、本市が発行する納入通知書により指定期日までに貸付料

を納入すること。

ウ 納入通知書の指定期日までに貸付料を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に則り、遅延損害金を加算して支払うこと。

エ 災害の発生等で本市が貸付場所の使用の中止を指示した場合は、使用できなかった日数分を日割りで貸付料から減ずる額を算出して精算する。

6 入札の手続

(1) 入札方法

ア 入札は、物件 A、物件 B の順に 1 物件ずつ行う。

イ 入札参加者は、2 物件すべての入札に参加できるものとする。

ウ 入札書は当日持参すること。郵送による入札は受け付けない。

エ 入札書の書換え、引換えまたは撤回はできないので、十分注意すること。

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない運営事業者の入札

イ 入札に関し、不正行為があった場合の入札

ウ その他指定した以外の方法による入札

(3) 落札者の決定

ア 落札者となるべき者が 2 人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。

イ 落札決定後の辞退はできない。

7 決定後の手続

運営事業者に決定した者は、本市が指定する日時までに下記の書類を提出すること。また、下記書類を提出後、具体的な条件等について協議の上、「賃貸借契約書」を締結する。

(1) 行政財産借受申込書

(2) 貸付場所の位置図

8 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第 37 号）、その他関係法令の定めるところによる。